

リサイクルステーション

◇とき 5月2日(日)午前9時～11時(時間厳守)(時間外のものはお受け取りできません)

◇ところ 旧日本ラインシュロス駐車場(太田橋東側)

◇回収対象 市内在住者で、一般家庭のものに限ります。

◇回収品目 ①新聞 ②雑誌 ③折り込みチラシ ④ダンボール ⑤紙箱(ビニールなどがついていれば取り除く。金・銀ばくでコーティングされたものは、可燃物に出してください。また、紙類はきちんと分別してお持ちください) ⑥牛乳パック(きれいに洗い、切り開いてお持ちください。内側にアルミはくがついているものは可燃物に出してください) ⑦使用済み食用油 ⑧古着(春夏物衣料品、綿素材のもののみ回収します) ⑨アルミ缶(きれいに洗い、つぶさないでお持ちください。スチール缶、鍋類、スプレー缶などは持ち込まないでください) ⑩ペットボトル ⑪発泡スチロール・食品トレイ

※古着は、東南アジアへ衣料品として輸出(冬物以外)や工場のぞうきんとして利用(綿素材のもの)または、綿の材料とされているため、回収するものを限らせていただきます。

※アルミ缶は、買い上げを行いません。

※時間帯によっては駐車場が混雑しご迷惑をおかけします。時間に余裕をもってお越しください。

数年間、補整下着の販売業者のセールスマンと親しくなり、「迷惑は絶対にかけないから名前を貸してほしい」と言われ、何の契約かも知らず、言われるままに名義を貸しました。

しかし、最近になって複数のクレジット会社から未払いによる請求のしがきが届き、自分が下着のクレジット契約をしていたことが分かりました。販売業者に確認の連絡をしようとしても連絡がとれません。契約書も商品も受け取っていないのですが、どうしたらいいでしょうか。(40歳代 女性より)

◇相談

「名義貸し」多発!

名前を貸しただけのつもりが、
自分自身が契約当事者に。

窓口は…

消費生活相談情報

中濃地域振興局振興課

電話 0574-25-3111

岐阜県消費生活センター

電話 058-265-0999



◇処理

当該販売業者と連絡がつかないため、クレジット会社から契約書を送ってもらうように助言したところ、約300万円のローンが組まれていることが分かりました。

そこで、クレジット会社に「商品を受け取っていないのでローンの返済は止めたい」という趣旨を伝える書面を出すよう助言しました。

この相談は、「名義貸し」(※)が原因で発生したトラブルで、例え商品を受け取っていないと言っても、相談者側に大きな過失があるため、応分の責任を免れることは難しいと思われます。

※「名義貸し」とは、業者が人から名義を借りて架空のクレジット契約を結び、クレジット会社から入金された代金を不正に取得すること

消費者への

アドバイス

- ・月平均4、5件だった「名義貸し」によるトラブルの相談が、今年の2月中に47件寄せられました。
 - ・名前を貸した人は、結果として「自分自身が契約当事者」ということとなります。
 - ・「名前を貸しただけ」のつもりでも大きな過失となり、応分の責任をとらなければなりません。簡単に名前を貸すのはやめましょう。
- ◎消費生活で困ったことがあれば、
すぐに消費生活相談窓口にご相談しましょう。